

資料



## 1 計画策定の経緯

### (1) 西東京市環境審議会委員

(任期：平成18年7月～平成20年6月)

氏名	選出区分	備考
池田干城	公募市民	
今井文男	公募市民	
櫻井誠一郎	公募市民	会長
渡邊幸太郎	公募市民	
宇都宮久馬	事業者	平成18年7月1日～平成19年5月17日
太田清	事業者	平成19年5月18日～平成20年6月30日
忠地幸寿	事業者	
橋本和仁	学識経験者	
矢内秋生	学識経験者	副会長
大町洋	関係行政機関	平成18年7月1日～平成20年3月31日
前島正明	関係行政機関	平成20年4月1日～平成20年6月30日
中村眞一	関係行政機関	平成18年7月1日～平成19年3月31日
宮川正孝	関係行政機関	平成19年4月1日～平成20年6月30日
齋藤祐磁	関係行政機関	平成20年4月1日～平成20年6月30日

## (2) 会議等の経緯

### 環境審議会（平成 18 年度～平成 20 年度）

平成 18 年度	7月 14 日	○委嘱式 ○第 1 回西東京市環境審議会 ・会長・副会長の選出 ・傍聴要領について ・会議録について ・今後の会議開催予定について
	10月 27 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境の概況及び環境基本計画の状況について
	12月 15 日	○第 3 回西東京市環境審議会 ・諮問「西東京市環境基本計画見直しについて」 ・環境基本計画の構成について
	2月 16 日	○第 4 回西東京市環境審議会 重点プロジェクト3の現状と課題について
平成 19 年度	4月 20 日	○第 1 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト5の現状と課題について
	5月 18 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・計画見直しに係る市民等アンケート調査について
	6月 15 日	○第 3 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト2の現状と課題について
	7月 20 日	○第 4 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト1の現状と課題について
	9月 21 日	○第 5 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト4の現状と課題について
	10月 19 日	○第 6 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画の重点プロジェクトの課題・問題点について
	11月 19 日	○第 7 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画の重点プロジェクトの課題・問題点について
	12月 21 日	○第 8 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画見直し市民アンケートについて
	1月 18 日	○第 9 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画見直しアンケート調査結果について ・環境基本計画改訂版中間のまとめについて
	2月 15 日	○第 10 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画改訂版中間のまとめについて
平成 20 年度	4月 18 日	○第 1 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境基本計画の見直し（中間のまとめ）へのパブリックコメント(市民意見)について
	5月 16 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境基本計画中間見直しの答申案について ・エコプラザ西東京視察

### (3) 環境アンケート調査の実施状況

#### ①市民アンケート調査

対象者	西東京市在住の18歳以上の市民 159,491人 (平成19年10月1日現在)
サンプル数	2,000人(無作為抽出)
調査期間	平成19年10月5日～平成19年10月17日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	847(42.4%)

#### ②小学生アンケート調査

対象者	平成19年度に緑のカーテンを実施した5校を抽出					
	田無 小学校	保谷第一 小学校	東伏見 小学校	碧山 小学校	けやき 小学校	合計
	5年生	4年生	5年生	6年生	5年生	—
サンプル数	97人	65人	88人	86人	126人	462人
調査期間 (実施年は 平成19年)	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月6日	—
調査方法	授業中に実施					—
有効回答数 (割合)	89 (91.8%)	65 (100%)	88 (100%)	85 (98.8%)	120 (95.2%)	447 (96.8%)

#### ③事業者アンケート調査

対象者	西東京市内の従業員数が概ね5人以上の5,396事業者 (平成16年事業所・企業統計調査)
サンプル数	200事業所(平成16年事業所・企業統計調査(総務省統計局)による事業所リストより無作為抽出)?
調査期間	平成19年10月6日～平成19年10月16日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	62(31.0%)

#### ④商店アンケート調査

対象者	西東京市内の商店者 2,034店舗(平成19年8月末登録数)
サンプル数	50店舗 (市内商店会のリストより産業振興課による無作為抽出)
調査期間	平成19年10月4日～平成19年10月17日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	33(66.0%)

⑤農業従事者アンケート調査

対象者	西東京市内の農業従事者 291 人（平成 19 年）
サンプル数	50 世帯（産業振興課による無作為抽出）
調査期間	平成 19 年 10 月 4 日～平成 19 年 10 月 17 日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数（割合）	39（78.0%）

## (4) 西東京市環境基本計画見直しに係る諮問（写）

18西環環第405号  
平成18年12月15日

西東京市環境審議会  
会長 櫻井 誠一郎 様

西東京市長 坂口 光治

### 西東京市環境基本計画の見直しについて（諮問）

このことについて、西東京市環境基本条例（平成14年3月条例第8号）第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項 西東京市環境基本計画の見直しについて

#### 2 諮問理由

西東京市では、西東京市環境基本条例の基本理念のもと、持続可能な循環型社会を目指すため平成16年3月に西東京市環境基本計画を策定し、環境施策の推進に努めてまいりました。環境基本計画は、社会経済事情の変動や計画の進捗状況により、計画策定の5年後を目途に見直しを行うこととなっています。

環境をめぐる社会経済情勢については、廃棄物やアスベスト等の環境問題が深刻化するとともに、地球規模で温室効果ガスを削減していく京都議定書の発効が行われるなど、急速に変化しています。また、計画そのものの課題として、重点プロジェクトの一層の充実と強化が必要であると考えています。

このような背景のもと、実行性を着眼点とした環境基本計画の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

#### 3 答申時期 平成20年6月

(5) 西東京市環境基本計画見直しに係る答申(写)

平成20年6月27日

西東京市長 坂口 光治 様

西東京市環境審議会  
会長 櫻井 誠一郎

西東京市環境基本計画見直しについて(答申)

平成18年12月15日付18西環環第405号にて諮問のありました「西東京市環境基本計画の見直し」について別添「西東京市環境基本計画(答申)」のとおり答申致します。

この答申を取りまとめるにあたって、当審議会は2年間にわたり多面的な視点に立った審議を重ねてまいりました。さらに平成20年3月にまとめた「答申中間まとめ」に基づく「パブリックコメント」において提出された市民の意見などを参考にし、慎重に審議を行いました。

これらの審議の経緯を十分にご留意頂き、「西東京市環境基本計画」の決定に際しては、この答申が最大限に尊重されますよう要望いたします。

## 環境基本計画の改訂にあたって（序言）

平成大合併の先駆けとなった西東京市は、早々に「西東京市環境基本条例」を制定し、その17条に基づき、平成16年3月に「西東京市環境基本計画」を策定した。その後、計画期間10年間のうちの5年が経ち、中間見直しを行った。

基本計画策定後に、急浮上した環境課題として「地球温暖化」が挙げられる。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告以降、地球温暖化の原因が大気中のCO<sub>2</sub>等温室効果ガス濃度の増大であることがほぼ断定された。その予兆はすでに、国内外で感じられていた。

この課題の克服は、化石エネルギー依存の生産・消費行動を見直し、如何にしてCO<sub>2</sub>排出量を削減するかにかかっており、現在、京都議定書後の枠組みづくりを目指して、国際的に論議の最中にある。

西東京市の対応としては、すでに推進している「地球温暖化対策実行計画」と、まもなく策定予定の「地球温暖化対策地域推進計画」を着実に実行することに尽きる。

地域の環境については、市内人口（人口密度）の増大に伴い都市化が進み、生活空間は変質して地域に特有の景観がしだいに失われ始めている。また、自動車交通量の増加によって、幹線道路の混雑と渋滞が常態化し、過剰な二酸化炭素発生の原因になっている。

環境指標をみると、河川の水質、土壌の汚染等に目配りが必要であること、高濃度の光化学オキシダントの出現日数が都内全域で増加していることが、ひき続き課題である。

交通渋滞や大気汚染の解消には広域的な連携が不可欠で、その実行性が求められる。

西東京市は都区部並みの人口密度を有しながら、それらに比べて、公園や道路の都市基盤が貧弱である。これまで市民・事業者と協力して、「西東京市いこいの森公園」の開園、「西原自然公園」の植生管理、計画道路の環境配慮など、一定の成果をあげてきた。また、交通不便の解消とCO<sub>2</sub>対策を考慮して、コミュニティバスの運行と駅周辺の自転車駐車場の設置を推進してきた。

今後の課題は、いやしやすらぎ感の醸成や街並み景観の創出に有効な、民有地の庭木（屋敷林）、生け垣、ストリートガーデンなど、みどりを増やして行く必要がある。これら民有地のみどりと街路樹と公園等を連携させてみどりのネットワークを創出することにより、都市自然生態系や風の道が形成され、ヒートアイランド現象の緩和にも期待できる。

西東京市は、循環型地域社会の形成に向けて廃棄物の減量をめざし、「容器包装リサイクル法」に基づくリサイクルの徹底と、ごみ袋有料化と家庭ごみの個別収集を実施した。今後の課題は、事業系ごみの排出抑制と家庭ごみの持続的な減量を推進することにある。

地球温暖化問題と並存、潜在していた世界の食糧生産の不安定性が、食物価格の上昇となって顕在化し始めている。一方で、食の安全に対する意識の高まりと、CO<sub>2</sub>排出削減を意識したフードマイレージの考え方も定着してきている。

ここに、農と消費の一体化、地産地消の取り組みの重要性がある。みどりの保全とCO<sub>2</sub>

排出削減の観点から、市内農家との協働の可能性を積極的に探るべきである。

西東京市は、国内外及び地域の環境情報を集積し、これを発信して市民等と情報を共有する必要がある。そのさい、環境団体やNPO法人、それに環境リーダー等と協働で、環境学習や環境保全活動を通じて推進する方法がある。

すでに、環境リーダー等、環境保全に取り組む人材の育成を始めているが、「エコプラザ西東京」の開館後はそこを拠点として、今後も人材の育成を継続することを期待する。

市民等が「わが街」を大切に思う気持ち・感情は、「わが街」をよく理解することから醸成される。「わが街」がよく理解されれば、地域の環境の理解も深まることが期待できる。

環境に対する意識は、時代の流れや社会状況の変化によって異なってくる。それに対応するためには、つねに意識の改革が求められ、絶え間のない学習が必要になる。

有限の地球環境に生存する私たちは、将来世代にわたって持続可能な環境を確保するために、環境学習を継続する必要がある、それは生涯学習そのものである。

「環境基本計画」改訂にあたって、西東京市の「目指すべき環境の姿」に変更はなく、現行の基本方針1～4、及び施策の方向性について、前期計画を踏襲した。ただし、前期計画期間に生じた社会状況の変化、施策の取り組み状況、法整備など客観的事情に対応するための変更は、これを行っている。

後期計画にあっては、優先的に取り組むべき「重点プロジェクト」の改訂と、計画の「推進体制」の確立をその中心に据えた。

重点プロジェクトは、これまでの取り組みの成果及び課題を受けて全面的に見直すこととし、厳選して4課題を掲げて、それぞれに目標をおいた。各課題のキーワードは、①地球温暖化対策、②みどりの保全・創出、③ごみの減量、④人材の育成 である。

計画の推進体制を充実するために、重点プロジェクトの「推進組織」及びその進捗状況を把握・管理する「推進協議会」の考えを明確にした。

推進組織は、①環境保全活動等推進員、②公園等管理協力会員、③廃棄物等減量推進員、④エコプラザ西東京協力員 が対応し、それぞれ重点プロジェクトに専念する。また、推進協議会は、推進組織の代表等が構成メンバーとなり、重点プロジェクト全体を管理する。

後期計画の実効性と新重点プロジェクトの成否は、行政と推進組織・推進協議会、及び市民・事業者との連携、機能強化にかかっている。

以上の考え方を基本に据えて、「西東京市環境基本計画」の改訂を答申するので、西東京市は、これまでの取り組みの成果及び課題、さらに地球規模の環境変化や国内の社会状況を踏まえて、環境への負荷の少ない先進的な地域環境を実現するよう努力して欲しい。

## 2 西東京市環境基本条例

平成14年3月29日条例第8号  
改正 平成18年3月31日条例第12号

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組み

に依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、西東京市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本

的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要の施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務

を有する。

- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないように相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標及び基本方針
- (2) 施策の大綱
- (3) 環境配慮指針
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

## 第3章 市が講ずる環境施策等

### 第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

### 第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及

び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。  
(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 環境学習の推進等 (環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、国、東京都及びその他の地方公

共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

### 第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

### 第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼ

すことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

## 第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
  - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
  - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
  - (1) 公募市民 4人以内
  - (2) 事業者 2人以内
  - (3) 学識経験者 2人以内
  - (4) 関係行政機関の職員 2人以内
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全活動等推進員)

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
- 3 推進員の活動等について必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7

月1日から施行する。

施策事業スケジュール

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
①環境汚染の監視	<p>河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。</p> <p>ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。</p> <p>国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。</p> <p>公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。</p> <p>大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。</p> <p>自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、市民や事業者の意識の高揚を図ります。</p> <p>環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。</p> <p>公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。</p> <p>自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して庁内での率先的な取り組みを進めます。</p> <p>自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。</p> <p>今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を採り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。</p> <p>幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けてゆとりある歩道や植栽帯など、地域特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。</p> <p>道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。</p>	環境保全課	◎	
		各部局	◎	
		道路建設課	◎	
②環境汚染の防止と改善		道路建設課	◎	
		都市計画課	◎	
①道路ネットワークの形成		都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基1-(2)	①道路ネットワークの形成	<p>環境基本計画「市の取り組み内容」</p> <p>幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。</p> <p>コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。</p> <p>自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。</p> <p>道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から整備を行います。</p> <p>人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。</p> <p>生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅及び新設整備を進めます。</p> <p>安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。</p> <p>自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。</p> <p>市民や事業者に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。</p> <p>市内の交通量の調査を行います。</p> <p>市民や事業者の参加により策定した交通計画の基本計画を実現するため、実施主体となる関連部署と連携し、歩行者・自転車交通施策の推進を図ります。</p> <p>自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。</p> <p>地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。</p>	都市計画課	◎	◎	
	②公共交通システムの充実		都市計画課	◎		
	③歩行者・自転車交通施策の推進		都市計画課	◎		◎
基1-(3)	①美しい都市景観の形成	道路建設課	◎			
		道路建設課	◎			
		道路建設課	◎			
		道路管理課	◎			
		道路管理課	◎			
		都市計画課			◎	
		環境保全課	◎			
		都市計画課			◎	
		道路管理課	◎			
		都市計画課	◎			

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基1-(3) ①美しい都市景観の形成	環境基本計画「市の取り組み内容」 良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。 平成17年10月に策定した住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成に向けた施策の推進を図ります。 地区計画制度や「人にやさしいまちづくり条例」などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます 屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。 街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、開発業者に対して、良好な自然環境及び居住環境を確保するよう指導します。 都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。 駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙・ポイ捨て防止地区の設定や歩きタバコの防止などマナー向上に向けた取り組みを推進します。 自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。 粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。 東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。 農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。 農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。	都市計画課	◎	
		都市計画課		◎
		都市計画課	◎	
		都市計画課		◎
		道路管理課	◎	
		都市計画課	◎	
		環境保全課	◎	
		環境保全課	◎	
		道路管理課	◎	
		ごみ減量推進課	◎	
基2-(1) ①東大農場のみどりの活用 の検討 ②農地の保全	環境基本計画「市の取り組み内容」 良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。 平成17年10月に策定した住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成に向けた施策の推進を図ります。 地区計画制度や「人にやさしいまちづくり条例」などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます 屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。 街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、開発業者に対して、良好な自然環境及び居住環境を確保するよう指導します。 都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。 駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙・ポイ捨て防止地区の設定や歩きタバコの防止などマナー向上に向けた取り組みを推進します。 自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。 粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。 東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。 農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。 農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。	企画政策課	◎	
		産業振興課	◎	
		産業振興課	◎	

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基2-(1)	環境基本計画「市の取り組み内容」	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	
②農地の保全	<p>生産緑地の追加指定を進めます。</p> <p>耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。</p> <p>就農希望者に対して技術的支援を行うなど、農業後継者の育成について検討します。</p> <p>農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として援農ボランティアの育成を進めます。</p> <p>環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援について検討します。</p> <p>耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園としての活用を推進します。</p> <p>市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを推進します。</p> <p>小中学校では、農業体験教育を取り入れます。</p>	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	
③樹林地の保全	<p>緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。</p> <p>保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹林地・樹木の保全を支援します。</p> <p>緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。</p> <p>樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。</p> <p>市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。</p>	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	

基2-(1)	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
				継続	短期 長期
④公園、空き地等の活用		公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。	みどり公園課	◎	
		東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。	みどり公園課		◎
		買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。	都市計画課 みどり公園課		◎
		公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。	みどり公園課	◎	
		公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。	みどり公園課	◎	
		街路整備における余剰地を活用して、散策時の休憩や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。	みどり公園課	◎	
		白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。	みどり公園課	◎	
		公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。	みどり公園課	◎	
		市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。	みどり公園課	◎	
		市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。	みどり公園課	◎	
⑤みどりのネットワークの創出		街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。	道路建設課	◎	
		街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。	道路管理課	◎	
		公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となつて進めていくため、公園等管理協力会員制度を推進します。	みどり公園課	◎	

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基2-(1)	⑤みどりのネットワークの創出	<p>公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。</p> <p>グリーンバンク制度を広く市民に周知し、促進を図ります。</p> <p>住宅の生垣化などによる緑化を支援します。</p> <p>大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行うことにより、緑地の総量を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。</p> <p>無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行います。</p>	各部局	◎		
			みどり公園課	◎		
基2-(2)	①身近な水辺の創出	<p>石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を都に要請します。</p> <p>玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。</p> <p>石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。</p> <p>公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。</p>	都市計画課	◎		
			みどり公園課	◎		
基2-(3)	②水循環の確保	<p>公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。</p> <p>公共施設での雨水貯留利用を進めます。</p> <p>道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。</p> <p>西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。</p>	みどり公園課	◎		
			みどり公園課	◎		
			環境保全課		◎	
			みどり公園課			◎
			下水道課	◎		
			下水道課	◎		
			建築営繕課 道路建設課	◎		
			みどり公園課	◎		

基	体	系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
					継続	短期	長期
基2-(3)	①自然とのふれあいの確保		農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。	みどり公園課			◎
			野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。	みどり公園課 環境保全課			◎
基2-(4)	①歴史的・文化的環境資源の確保		外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、東京都と連携して適切な対応をとります。	環境保全課	◎		
			空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。	みどり公園課	◎		
基3-(1)	①地球温暖化問題への対応		小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。	みどり公園課 学校運営課	◎		
			文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。	社会教育課	◎		
基3-(1)			郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。	社会教育課	◎		
			文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます	社会教育課	◎		
基3-(1)			下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。	社会教育課	◎		
			省資源、省エネルギー、グリーン購入などを進めるため、市民や事業者の意識の高揚を図ります。	環境保全課	◎		
基3-(1)			家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。	環境保全課		◎	
			「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を推進します。	環境保全課	◎		
基3-(1)			市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。	環境保全課	◎		

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基3-(1)	①地球温暖化問題への対応	温室効果ガス削減の取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。	環境保全課		◎	
	②ヒートアイランド現象への対策	ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを収集し、有効な対応策を検討します。 緑地の保全を進めます。 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。 公共施設の屋上緑化、学校にみどりのカーテン、校庭の芝生化を行います。 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。 市民や事業者の省エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。 市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。	環境保全課 環境保全課 みどり公園課 下水道課 各部署 建築営繕課 学校運営課 環境保全課			◎
基3-(2)	③省エネルギーの推進	省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。	各部署	◎		
	④新エネルギーの推進	市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。	環境保全課		◎	
	①ごみの再資源化と再生製品の利用	不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。	管財課 建築営繕課 ごみ減量推進課	◎		

基3-(2)	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
				継続	短期 長期
①ごみの再資源化と再生製品の利用	①ごみの再資源化と再生製品の利用	環境基本計画「市の取り組み内容」	不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。	◎	
			市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。	◎	
			廃棄物減容（量）化基本計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。	◎	
			ごみの減量化に向けた市民や事業者とのネットワーク組織の構築を検討します。		◎
			ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。	◎	
			事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。		◎
			ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、市民や事業者へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。		◎
			ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。	◎	
			事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。		◎
			家庭からの剪定枝や生ごみを減量する方法を検討します。	◎	
			家庭の生ごみの減量化を進めるため、生ごみ減量化処理機器の購入の助成を行います。	◎	
			ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。	◎	
			ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。	◎	
③環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築	◎				

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基3-(3)	①生ごみや剪定枝の堆肥化の推進	「資源循環」や「農薬及び化学肥料の使用を控えた農業」を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、農家での活用について検討します。 学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。	ごみ減量推進課 産業振興課			◎
	②地産地消の推進			◎		
基4-(1)	①環境情報の共有	小売店における地場産農産物の取扱いについて検討します。	産業振興課		◎	
		市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。	産業振興課		◎	
		エコプラザ西東京を拠点に、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を発信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報共有を支えていきます。	環境保全課	◎		
		環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。	環境保全課	◎		
		環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。	環境保全課	◎		
基4-(2)	①環境学習プログラムの推進	市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。	環境保全課	◎		
		市民や事業者から提供された環境情報や意見などには、市民と市の双方方向の情報共有ができる仕組みを検討します。	環境保全課		◎	
		環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会など、新しい仕組みを取り入れていきます。	環境保全課		◎	
		環境学習基本方針に基づき、環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した学習の推進を図ります。	環境保全課		◎	

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基4-(2)	①環境学習プログラムの推進 ②環境学習の推進体制の構築	「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。	◎	
		環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の活用を推進します。	◎	
		武蔵野大学をはじめとする大学機関等との連携をし、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。		◎
③環境学習の積極的な実施	市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、環境学習に関連した講座を開催します。	環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体などの情報を整備し、小中学校の教育活動や市民講座などの講師としての活用を図ります。	◎	
		市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していただくために、環境学習に関連した講座を開催します。	◎	
		「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校やいこいの森公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。	◎	
基4-(3)	①環境保全活動を担う人材等の育成 ②環境保全活動の推進	自然環境学習を推進する自然観察会などを実施します。	◎	
		緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。	◎	
		市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。また、環境リーダー等人材育成の講座を設けます。	◎	
		地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。		◎
		市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。		◎
		小中学校において環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。	◎	

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基4-(4)	①各主体の連携	環境保全活動に取り組む「西東京市環境リーダー」を養成・登録し、活動の支援を行います。	◎	
	②広域的な連携	環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。 ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。 広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。 環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。	◎	
		各部局	◎	
		各部局		◎
		環境保全課		◎